

諸外国・地域の規制措置(平成27年10月23日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を開いて行う一切の行為について自ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考し、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱いについては、輸出国との間で実行条件等に関する協議、戻次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止/他の食品につき証明書を要求

	対象農産物	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
韓国	福島	ほうれんそう、かきなど、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、豚肉、きのこ類、たけのこ、たらものめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、わらび、ウド、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、インガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカシカ、コモンカスベ、サクラマス、シロメバル、スケツツダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタムラサキウニ、サブロウ、エゾソライナメ、マツカワ、ナガツカ、ホシザメ、ウナギ、シヨウサイフグ、サヨリ、鰯科	輸入停止	ほうれんそう、かきな等、かき、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、豚肉、きのこ類、たけのこ、たらものめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、わらび、ウド、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、インガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカシカ、コモンカスベ、サクラマス、シロメバル、スケツツダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタムラサキウニ、サブロウ、エゾソライナメ、マツカワ、ナガツカ、ホシザメ、ウナギ、シヨウサイフグ、サヨリ、鰯科	ほうれんそう、かきな等は3市町(泊市、香取市、多古町)のみが対象。	駐日大韓民国大使館(経済部) 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全局:食品 http://www.mfds.go.kr/index.do ○農林畜産食品部:鰯科 http://www.mafra.go.kr/main.jsp
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、ヤマメ、イワナ、鰯科					
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらものめ、ぜんまい、わらび、栗、ウグイ、イワナ、ヤマメ、鰯科					
	茨城	ほうれんそう、かきな等、バセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、豚肉、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマス、フナ、ウナギ、コモンカスベ、インガレイ、マダラ、鰯科					
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらものめ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ、アユ					
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンフナ					
	神奈川県	茶					
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆、マダラ、イワナ、ウグイ、スズキ、クロダイ					
	長野	きのこ類、こしあぶら					
	埼玉	きのこ類					
	青森	きのこ類、マダラ					
	山梨	きのこ類					
	静岡県	きのこ類					
北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川県、新潟、長野、静岡県 (16都道府県)	上記農産品目を除く全ての水産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に交種・製造した食品については、日付証明書				
宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、新潟、長野、静岡県 (13都道府県)	上記農産品目及び水産品を除く全ての食品						
北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川県、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 (12都道府県)	養魚用飼料、魚粉						
青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川県、山梨、長野、静岡 (9県)	その他の飼料(牛、馬、豚、家禽等)						
13都道府県外(水産品については16都道府県以外)	全ての食品			政府作成の産地証明書を要求			

※水産物については、(韓国による日本産水産物の輸入規制強化について)(水産庁HP)を参照願います。

201

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（10都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> ・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入 	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3440-8242	
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求			
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検査許可申請を要求			
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求			
ブルネイ	福島県	食肉、水産物、牛乳・乳製品	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997	
		野菜・果実（生鮮・加工）、いも類、海藻、緑茶製品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
	上記以外の品目	政府作成の産地証明書を要求				
	福島県以外	全ての食品				
ニューカレドニア	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、目付証明書		ニューカレドニア http://www.gouv.nc/
	12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
レバノン	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川県（6県）	左記県における出荷制限品目	輸入停止		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
	47都道府県	上記県産品目を除く全ての食品	産地が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施			

202

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	47都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品、ミネラルウォーター	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		水産物、養殖用薬品、えさ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	証明書がない場合はインドネシアにて検査		
アルゼンチン	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟(7県)	全ての食品(種子は対象外)	政府又は亜原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求。政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣言書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話 03-5420-7101	○宣言書の様式(保健省国家医薬品・食品・医療技術監督庁) http://mwanmat.gov.ar/comunicados/Productos_Japones.pdf
	上記7県以外	全ての食品(種子は対象外)	政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣言書を要求			
	47都道府県	飼料	政府作成の産地証明書を要求			
仏領ポリネシア	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡(12都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
アラブ首長国連邦	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡(15都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求(※) 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	平成23年3月11日以前に生産及び製造した食品については、日付証明書(※)がドバイ酋長国及びアラブ首長国については、 ①15都県は指定検査機関作成の放射性物質検査報告書で輸入が認められる。 ②15都県以外は産地証明書で輸入が認められる。(なお、産地証明については、ドバイ酋長国は①の特許書でも輸入が認められる。また、アラブ首長国は精工金庫所のサイン証明でも輸入が認められる。)	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
	15都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求(※)			
オマーン	47都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5480-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク(粉ミルクを含む)	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
カタール	47都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
クウェート	47都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0381	
サウジアラビア	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野(12都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書	駐日サウジアラビア王國大使館 電話 03-3589-5241	
	12都県以外	全ての食品、飼料	放射性物質検査報告書を要求			
バーレーン	47都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王國大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡(11都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求			
コンゴ民主共和国	47都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野(13都県)	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を輸出し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王國大使館 電話 03-5485-7171	
	13都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

603

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	種島県 (全市町村)	林産物、水産物		放射線物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁 (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Import & Export Regulation Department Tel. +65 6325 7578 Email: ari.import&export_foodstuff@ava.gov.sg	O Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	南相馬市、川俣町、榎葉町、喜多町、川内村、大泉町、双葉町、浪江町、葛尾村、楳野村	全食品及び農産物	輸入停止			
	上記以外の市町村	米、食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	政府作成の市町村ごとの産地証明書に加え、検査機関発行の放射線物質検査報告書 (初回輸出時は原本を提出、次回以降、同一市町村・産品であれば3ヶ月間はその写しで可)			
	茨城、栃木、群馬 (3県)	林産物、水産物	政府作成の放射線物質検査証明書を要求			
香港	種島、茨城、栃木、群馬、千葉 (5県)	野菜・果実、牛乳、乳製品、粉ミルク	輸入停止	香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8988 E-mail: tokyo_enquiry@hketolyo.gov.hk	O 香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketolyo.gov.hk/	
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射線物質検査証明書を要求			
	加工食品	香港にてサンプル検査				
6県以外	全ての食品					
マカオ	種島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止	米、加工度の高い食品、飲料は、対象外		
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野 (9都県)	野菜、果物、乳製品	輸入停止			
	山形、山梨 (2県)	食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	産地が記載された指定検査機関作成の放射線物質検査結果報告書を要求			
台湾 (平成27年5月15日以後の規制内容については、 「食肉の日本産食品輸入検査結果公表システム」をご覧ください。)	種島、茨城、栃木、群馬、千葉 (5県)	全ての食品 (酒類を除く)	輸入停止	台湾にて全ロット検査	台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail: economy@roc-taiwan.org	
	6県以外	野菜・果実、水産物、海産物、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にてサンプル検査			
フィリピン	種島、茨城 (2県)	牛肉、野菜・果実、植物、種苗等	指定検査機関作成の放射線物質検査報告書を要求	牛肉は、衛生証明書を要求	駐日フィリピン大使館 電話 03-5552-1600	
	2県以外		産地証明書を要求			
	種島	ヤマメ、イカナゴ、ウグイ、アユ	輸入停止			
	上記以外の水産物		指定検査機関作成の放射線物質検査報告書を要求			
	茨城、栃木、群馬 (3県)	水産物				
種島及び3県以外		産地証明書を要求				

4031

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP				
米国	青森	野生のキノコ類	輸入停止（平成27年8月5日付けのFDA輸入アラートに基づく）		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	米国食品医薬品局(FDA): Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/ocms/ia/importalert_621.html + Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan				
	岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ウラボ、クロダイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、シカの肉、ヤマドリの肉								
	宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、クサソテツ、米、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、大豆、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、クロダイ、ウグイ、スズキ、イワナ（養殖を除く）、牛の肉、クマの肉、イノシシの肉								
	山形	クマの肉								
	福島	原乳、野生のタラノメ、小豆、タケノコ、非結球性野菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性野菜類）、結球性野菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、エンダイブ、キクヂシャ、フダンソウ、コラード）、クリ、野生のフキ、トウモロコシ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ウラボ、米、大豆、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、カサゴ、アユ（養殖を除く）、アイナメ、アカシタビラメ、イカナゴ（稚魚を除く）、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、タロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サブリカ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マコガレイ、マゴチ、マツカワ、ムシガレイ、ムクソイ、ピノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉								
	茨城	原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、スズキ、ウナギ、シロメバル、コモンカスベ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イシガレイ、イノシシの肉								
	栃木	野生のタラノメ、タケノコ、クリ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のウラボ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、牛の肉、イノシシの肉、シカの肉								
	群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉								
	埼玉	野生のキノコ類								
	千葉	シイタケ、タケノコ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉								
	新潟	クマの肉								
	山梨	野生のキノコ類								
	長野	野生のキノコ類、コシアブラ								
	静岡	野生のキノコ類								
	福島、栃木、岩手、宮城、群馬（6県）	牛乳・乳製品（輸入停止品目を除く） 上記品目以外の食品、飼料					米国の食品安全基準に違反していないことの証明の添付により許可される。			
	上記6県以外	全ての食品、飼料（輸入停止品目を除く）					米国にてサンプル検査			

5023

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
ボリビア	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 ボリビアにてサンプル検査		駐日ボリビア大使館 電話 03-3439-5443		
ブラジル	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 (ポルトガル語添付)	平成23年3月11日より前に製造・梱包 した食品は、日付証明書 (ポルトガル 語添付)	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211		
EU EFTA(アイスランド、ノ ルウェー、スイス、リヒ テンシュタイン)	福島	全ての食品、飲料(酒類を除く)	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造 した食品については、日付証明書	(EU) 右記ホームページを参照	駐日欧州連合代表部 英語 http://www.eu/japan/jp/en/ 日本 http://www.eu/japan/jp/	
	青森、山梨、新潟、静岡	きのこ類					
	秋田、山形、長野	きのこ類、タケノコ、タラの芽、ワラビ、コシアブラ					
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉 (7 県)	きのこ類、水産物(海産、活きた魚及びホタテを除く)、 タケノコ、タラの芽、ワラビ、ぜんまい、コシアブラ、く さそり、ウワバミソウ、大豆、コメ、そば					
		上記品目を計50%以上含む加工品・調製品					
	福島を除く46都道府県	上記以外の食品、材料(茶、酒類を除く)	政府作成の産地証明書を要求(福島県産以外の茶については証明書は不 要) 輸入国にてサンプル検査				
ロシア	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京 (6都県)	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書を添付)を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工 した食品については、日付証明書	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03- 3583-5992 Fax 03-3505-0593	消費者権利保護・福祉分野監督庁	
	6都県以外		ロシアにてサンプル検査				
	岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟 (7県)に所在する施設	水産品・水産加工品	輸入停止				動植物衛生監督庁
	青森県に所在する施設		放射性物質検査証明書(セシウム134,137及びビストロンチウム90)及び動物 衛生証明書の添付を要求	証明書の証明内容等については、現 在、ロシア政府に確認中			
	8県以外に所在する施設		ロシアにてサンプル検査				

903

④検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照:中
インド	4.7 都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembj.go.jp	
ネパール	4.7 都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	4.7 都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） （個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ウクライナ	4.7 都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を実施		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イスラエル	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉（8県）	全ての食品	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求 指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 （イスラエルのサンプル検査は免除。ただし、放射性物質検査結果報告書が添付されていない場合は、イスラエルにてサンプル検査。）		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
	8県以外		産地が確認できる書類（インボイス等）を要求 イスラエルにてサンプル検査を実施		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
イラン	4.7 都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国 大使館 電話 03-3448-8011	
トルコ	4.7 都道府県	全ての食品及び農水産物	トルコにて全ロット検査を実施			
モーリシャス	4.7 都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査を実施			

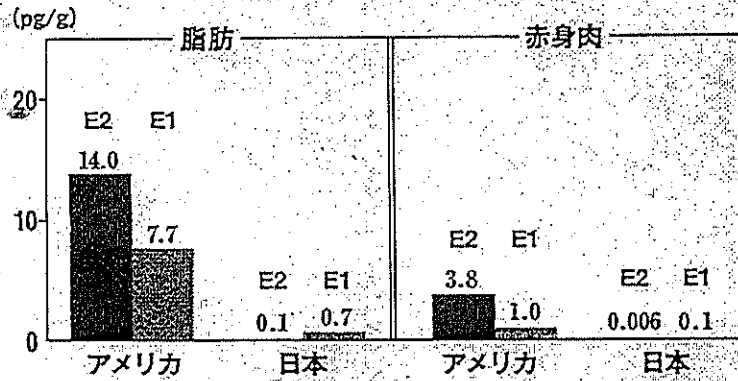
2023

④ その他（規制措置の完全解除）

	対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	全ての食品、飼料 (原材料を含む)	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できればよ 記は不要) カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を始めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-8200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/iss/mp/eastara.html
	12都県以外		取扱業者作成の産出票、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施			
ミャンマー (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-1394	
セルビア (これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡 (11都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施			
チリ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除)	47都道府県	穀物、植物の根、油、野菜、野菜、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0795	
メキシコ (これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除)	47都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ベラクルス港及びメキシコシティー国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3591-1131/03-3591-1135	
ペルー (これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟 (7県)	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3405-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除)	47都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話03-3770-4640	
ニュージーランド (これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除)	47都道府県	茶	NZにて検査を実施		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3497-2271	ONZ英一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/
コロンビア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 (スペイン語添付付き)		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6124	
マレーシア (これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除) ※放射性物質検査の結果によっては、今後も、必要に応じて規制措置が講じられる可能性あり。	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
エクアドル (これまで右の措置を講じていたが、平成25年4月3日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野 (12都県)	農畜産品及びその副産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造された食品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2800/03-3499-3984 FAX 03-3499-4400	
	12都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
ベトナム (これまで右の措置を講じていたが、平成25年9月1日から全て解除)	福島、茨城、栃木 (3県)	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査 (放射性物質検査証明書があれば検査を省略)		駐日ベトナム大使館 電話 03-3485-3311	
	3県以外		ベトナムにてサンプル検査 (放射性物質検査証明書があれば検査を省略)			
イラク (これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月9日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
豪州 (これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月23日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京 (8都県)	水産物 (魚類)、茶、乾燥きのこ	豪州にて全ロット検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水林業省 http://www.dfat.gov.au/aqi/import/food/notices/2009/2012/au_0712 (Importing Food from Japan (3 September 2011))
タイ (これまで右の措置を講じていたが、平成27年5月1日から一部の野生動物肉を除き全て解除)	宮城、福島、群馬 (3県)	全ての食品 (酒類、食品添加物等は対象外)	タイの告示で示された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書を要求 政府作成の産地証明書又は商工課所作成の原産地証明書 (産出票が記載されたもの) を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6691-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	

8037

図1. 米国牛と日本牛の残留ホルモン



普段、私たちが何気なく食べている食品の中に、食品添加物などよりはるかに危険な物質が残留しているとしたらどうだろう。しかもその物質はパッケージにも記載されず、全く見えない。それを政府が認めているとしたら……。

「牛の肥育にはエストロゲン（女性ホルモン）が使われています。その残留濃度

BSE問題で世間を騒がせたアメリカ産牛肉。だが、禁輸は解除され、いまや放射能を気にして、国産よりアメリカ産牛肉を選ぶ人までいる。ところが、アメリカ産牛肉は、強い発がん性をもつ「残留ホルモン」が桁違いに高かった。牛肉をめぐる衝撃の最新医学調査を追跡する。

を計測してみたところ、和牛と比べて、アメリカ産牛肉は赤身でなんと六百倍、脂肪で百四十倍も高かったのです」

こんな衝撃的な事実を明かすのは、北海道大学遺伝子病制御研究所客員研究員の半田康医師である。

半田医師らは二〇〇九年、「牛肉中のエストロゲン濃度とホルモン依存性癌発生の

危険な残留ホルモンが国産牛の600倍

輸入牛肉で発がんリスクが5倍になる



半田康医師

増加の関連」という論文を発表したが、この数値はそのとき計測されたものだ。アメリカ産牛肉は消費者が利用するスーパーで購入し、数値は三十から四十検体を検査した平均値だという。

図1は、アメリカ産と国産の牛肉内にどれほど女性ホルモンが残留していたのかを示したものである。E1、E2とも女性ホルモン

の一種であるが、半田医師によると「二十種類以上あ



店頭に並ぶアメリカ産牛肉も生理活性が強いのがエストロジオール(E2)とエストロン(E1)。なかでもE2はE1の十倍の活性を示し、がんなどの発症に關与していると考えられている」という。

単位はpg(ピコグラム)、つまり一兆分の一グラムである。なんだ、そんな微量かと思われらるだろうが、エ

アメリカの牧場



増す疑念置き去り

内閣不信任案の衆院本会議審議で、民主党の枝野幹事長の趣旨説明を聞く(右から)安倍首相、麻生財務相、甘利経済再生相、菅官房長官、岸田外相、中谷防衛相
=18日午後(中川明紀撮影)

安保法成立



首相、民意に背向けたまま



「国民の理解が全く得られていない中、採決を強行するの意図が、もはや理性を失い、自己のレキをかけるなら暴走状態に化している」
18日の衆院本会議で、民主連の枝野幹事長は1時間ばかり、内閣不信任案の趣旨説明を行っ

関心そらす狙い

国会周辺での抗議集まりが熱を帯び始めた8月。首相は30日に予定されていた大規模集会の参加予想人数を、事前に報告するよう周辺に指示した。2012年の第2次政権以降、こうした指示は初めてだった。首相側は、その意図を「世論の関心をそらす対応を取るためだった。首相はあれ

3野党取り込み

野党との法案の修正協議も「与党単独の強行採決ではない」という形をつくるだけだ。だが狙いだった。衆院採決時には、維新の党と修正合意を取りきり、その後、政権に近しい橋下徹大阪市長が維新

野党が取った主な安保法案の成立阻止策	
16日午後～17日	参院特別委員の委員会室前などに議員が押し寄せ、午後6時予定だった開会を阻止
17日午前	渡池特別委員の不信任動議を提出。午後にも再開された特別委員会で民主連議員が45分間の趣旨説明
午後	与党は、最後に行う予定だった法案の賛成を飛ばして委員会採決し可決。本会議に緊急上程
	中川参院議院運営委員長の解任決議案を参院に提出
	中谷防衛相閣内閣決議案を参院に提出
	与党は、各党の討論時間を制限する動議で対抗
18日午前	山崎参院議院運営委員長の不信任決議案を参院に提出
午後	内閣不信任決議案を衆院に提出
	渡池氏の間質決議案を参院に提出

違憲論切り捨て

一方、審議最終段階まで相次いだ「違憲論」など法案が抱える本質的な問題点には目もくちなかった。
9月の衆院憲法審査会で、参考人全員が「法案は憲法違反」と断言。全国に批判が拡大して、首相は憲法審査の審議は憲法学者でなく最高裁に任じ、取り合わなかった。その最高裁長官の阻止は、違憲論を唱える「現役を引退した1私人の発言(田中元・防衛相)と切り捨てた」。

10月の内閣改選でのボス「さきまさ」が党内の慣習論を押し、衆院で再可決・成立させられる「60日ルール」の余地を残して参院に審議の加速を迫り続けた。95日間の大綱会期延長を決めた時から、9月18日を「成立の最終期限」と位置づいた野党は「成立位置

民衆幹部)からだ。荒井氏も助け舟を出した。首相は携帯電話で頻りに連絡を取り合っており、法案の条文は変えないうまま、

自衛隊を海外派遣する際の国会同意を強硬に議決して拒否する(と)を提案した。首相は午後5時55分、参院議員の意向を伝えた。参院議員は「参院は、あんなに騒動を起した。参院議員は、18日記者会見で「参院採決は、このことは明白だ」と言い切った。

「無効、無効」。16日午前0時すぎ、野党議員らが特別採決の撤回を訴える中、安保関連法案を採決する参院本会議が開会した。与党の討論時間を15分に制限する動議を可決した後、反対討論に立った民主連の福山哲郎幹事長代理は「首相は『戦争には参加しない』と書いて『国民を味方』と書いておられる。だが、国民は見抜いている」と断った。

安倍政権の強引な国会運営の末、最後の平和主義を大義に掲げる安保関連法案が成立する。日本の自衛隊の現場を外交面、憲法と法案の両面からどう愛護するのか。その行方を探る。(回遊載します)

安保法採決時「聴取不能」なのに「可決」

参院議事録記述
野党が撤回要請

民主、共産、社民の3野党は14日、安全保障関連法案を採決した9月17日の参院平和安全法制特別委員会の議事録について、採決時のやりとりを「聴取不能」としながら「可決」と記したのは問題だとして、参院の中村剛事務総長に記述の撤回を申し入れた。

特別委の野党筆頭理事を務めた民主党の北沢俊美元防衛相らが口頭で申し入れ、3党のほか維新、生活両党も賛同していると説明した。北沢氏は「野党が全く関与しない中で議事録が公開された」と指摘し、公開に至った経緯の検証も求

めた。

中村氏は、検証して文書で回答すると応じた。「事務局の独断で掲載されるはずがない」とも述べ、特別

委の鴻池祥肇委員長（自民党）による指示を示唆した。関係者によると、公開前の議事録は「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」と記され、安保法案を採決したとの記述はなかった。

ところが今月11日に参院のホームページ上で公開された議事録には「議事経過」として法案を「可決すべきものと決定した」などと、与党の主張に沿った文章が追加された。



安保法案を可決した先月17日の参院特別委は与野党が激しく対立し、議事録に「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」と記される混乱ぶりだった。テレビ各局は議員の振る舞いなどから状況を判断するしがなく、いつ「可決」と速報するか悩んだと思っ。道内局で一番速かったのがHBC。「今日ドキーン」放送中の午後4時32分から6分間、キー局TBSの報道特別

「可決」の速報 各局に特色

番組に切り替え、怒号飛び交う委員会室の映像に字幕で「採決へ」さらに「可決」とかぶせた。他の民放局も続々と4時36分から40分までの間に「可決か」または「可決」と報じた。人命に関わる災害警報などを除き、CMはニュース速報をかぶせることは普通ないため、タイミングが遅れる例もあったようだ。

対照的にNHKは慎重で、特別委を生中継しながら字幕やアナウンスで「可決」と伝えただけ。NHKは放送開始から4分42秒と最も遅かった。速報にも各局の特色が表れる。(渡部淳)

15～21日 新聞週間

変化する時代 強まる使命

【自分の新聞週刊を、読者の期待に応えるために、新聞の存在と役割を再考する】

読者の期待に応えるために、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。

自分の無知知る第一歩

「自分の無知を知る第一歩」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。



作家 林 真理子さん

新聞は「無知を知る第一歩」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。

言葉読む大人の教科書

「言葉を読む大人の教科書」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。



コメディアン 萩本 欽一さん

新聞は「言葉を読む大人の教科書」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。

正しい判断、勇氣に期待

「正しい判断、勇氣に期待」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。



作家 新井 満さん（札幌市在住）

新聞は「正しい判断、勇氣に期待」というのは、新聞の存在と役割を再考する。新聞の存在と役割を再考する。

消費税の軽減税率 新聞への適用 欧州ほぼ常識

消費税の軽減税率、新聞への適用。欧州ではほぼ常識とされている。

消費税率の軽減税率

消費税率の軽減税率、新聞への適用。欧州ではほぼ常識とされている。

新聞への適用

新聞への適用、消費税の軽減税率。欧州ではほぼ常識とされている。

消費税の軽減税率、新聞への適用。欧州ではほぼ常識とされている。新聞への適用、消費税の軽減税率。欧州ではほぼ常識とされている。

67-3